

# 開幕まで100日余、 県民総参加で盛り上げ！

2012年3月号(Vol.31)において、国民文化祭の概略について紹介しました。今回は、各市町村の具体的な取り組み状況などを紹介します。

## はじめに

国内最大級の文化の祭典である国民文化祭が、いよいよ来年1月12日(土)に開幕します。「富士の国やまなし国文祭」は、全国で初めての通年開催となることから、市町村や関係団体などのご協力をいただいて、準備に万全を期すとともに、県内はもとより首都圏を中心とした広報・誘客活動や、「山梨ならではのおもてなし」の提供に重点的に取り組んでいます。

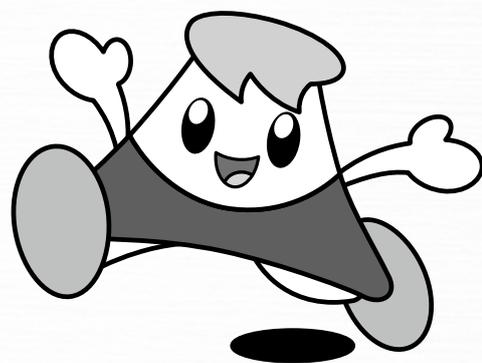
全国から大勢の参加者や観覧者が訪れる、またとない機会なので、この祭典を通じて、山梨県の特徴ある文化を全国に向けて発信し、更なるイメージアップを図り、より一層の文化の振興に努めていきたいと考えています。

## 市町村の取り組み

平成25年1月12日(土)から11月10日(日)ま

での303日間、県下27市町村を会場に79に及ぶ市町村主催事業が繰り広げられます。市町村の皆様方には日頃から、「第28回国民文化祭・やまなし2013」の開催に向けて、実行委員会や事業別企画委員会を開催するなど、主催事業の準備や、プレイベントの開催等について積極的に実施していただいています。

こうした中、国民文化祭は、認知度の低さが課題になっています。既に開催した県からは国民文化祭自体を知らない地域住民が多いという実態が報告されていて、山梨大会も決して例外ではありません。現在、国民文化祭の1年前に開催する催しなどを国民文化祭のプレイベント(別表に位置づけ、市町村実行委員会を中心となり、国民文化祭のリハーサル及び来場者への周知に努めているところ)です。本県開催のマスコミキャラクター「カルチャくん」を開催会場で見かけた方もいらっしゃるのではないのでしょうか。



マスコットキャラクター カルチャくん

## 具体例の紹介

### 1 プレイベント

#### 北杜市の事例

市主催国民文化祭5事業(北杜24景フットパス、囲碁サミット、ジュニアコーラスの祭典、金田一春彦ことばの学校、稲絵アートフェスティバル)の知名度アップ、盛り上げのため、市実行委員会公認事業

(市単独主催事業、市内小中学校・甲陵高校が取り組み



北杜24景フットパス

む特色ある独自の文化事業、市主催の国民文化祭応援事業(市や民間が取り組む文化事業)にも取り組み、くかおり高いほくとの文化を全国に発信しよう!をキャッチフレーズに先駆的な取り組みを進めています。プレイベントとして、フットパス事業を既に2回(5月13日(日)、7月14日(土))開催した(今後5回開催する予定)ほか、5月26日(土)第1回名峰と名水の里 囲碁まつり、7月28日(土)29(日)ジュニアコーラスの祭典 in ほくと、9月1日(土)第13回金田一春彦ことばの学校を開催し、来年の本番へむけた課題等を明確にするなど着実に準備が進められています。



囲碁まつり

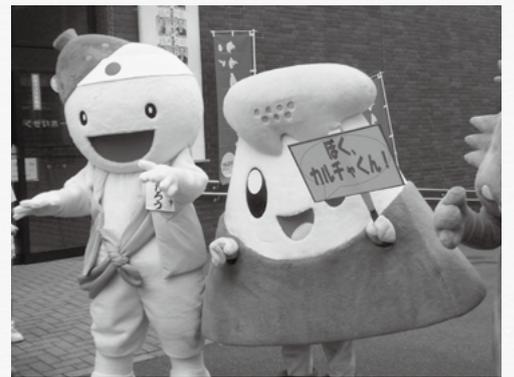
### 大月市の事例

市主催の3事業(秀麗富嶽十二景写真フェスティバル、阿波踊りフェスティバル、人形芝居フェスティバル)について、各種イベントに併せてPRしています。

6月24日(日)大月市民会館で開催された「第9回Awa Dance Festival」では、県内外から9グループ約400人が出場し、太鼓や笛の音に合わせて、威勢のよい掛け声とともにダイナミックなパフォーマンスを披露しました。

### 7月6日 落語対決 「大月 vs 秩父 福生の乱」

7月6日(金)大月市出身の落語家三遊亭小遊三さんと埼玉県秩父市出身の林家たい平さんによる落語対決「大月VS秩父 福生の乱」が東京都福生市民会館で開催されました。2人の古里の大月、秩父両市のほぼ真ん中にある福生市が「中立地帯」としてイベントを企画し、会場では、3市のご当地グルメや特産品を販売したほかそれぞれのゆるキャラ6体が一堂に会してPR合戦を繰り広げました。もちろん「カルチャくん」もPRしてきました。



8月4日(土)に開催された「第29回かがり火市民祭り」では、大月駅前広場にて、市内外の団体が阿波踊りなどを披露しました。メイン会場の大月東小グラウンドのステージでは、同市の名物おつけ団子をかたどった「おつたる

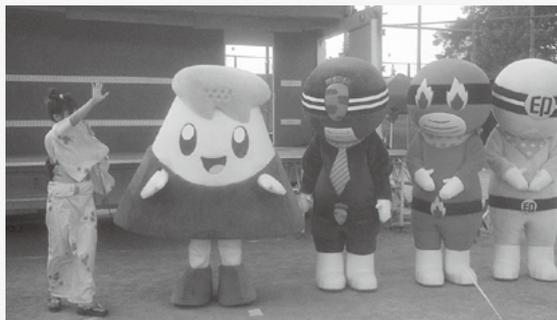


かがり火祭り

う」、「おつけちゃん」やVF甲府のクラブマスコット「ヴァンくん」をはじめ、「カルチャくん」などキャラクター6体が登場してPRするとともに、祭りを盛り上げました。

### 市川三郷町の事例

町主催の2事業(神明の花火フェスティバル、美術展「書」)についてPRしています。8月7日(火)に開催された神明の花火大会では、サンリオの人気キャラクター「ハローキティ」も登場し、町のキャラクター「市川三郷レンジャー」とともに「カルチャくん」が国民文化祭をPRし、大会を盛り上げました。



神明の花火

### 2 中央自動車道下り線 EXPASSA 談合坂PRイベント

毎月第2土曜日の午前中(概ね9時から12時の間)、中日本エクスシス(株)との共催により、首都圏からの玄関口となる談合坂で、県外客に山梨らしい地域性あふれるパフォーマンスを披露しながら、国民文化祭のPRを



行っていて、多くのお客様からご好評をいただいています。県実行委員会及び市町村実行委員会の協働により開催した実績は次のとおりです。

5月12日(土)	南アルプス市(下市之瀬獅子舞保存会)
6月9日(土)	富士川町 (鯉沢ばやし保存会、まほらの郷 鷹座巢小林八幡太鼓)
7月14日(土)	大月市(大月阿波踊り振興協会)
8月11日(土)	西桂町(よさこい三つ峠アーク舞飛女、三つ峠アーク飛女龍) 中央市(甲斐与一太鼓ジュニア部)
9月8日(土)	甲府市(三味線、金管アンサンブル)

10月13日(土)	上野原市(郷土芸能(長寿食のPR))
11月10日(土)	富士河口湖町(伝統芸能)

### 3 FM富士 土曜日午後 (サタデー・ナビゲーション) 「国文祭に行こう! in 山梨」

(聴取エリアは、山梨県全域・西東京エリアを中心とした東京都・埼玉県南部・静岡県及び長野県の一部と広域で、西東京エリアでは在京局と並ぶ認知度を博しています。)

5月12日(土)放送分(Vol.5)で、市町村事業の概要について筆者が出演し、PRを行いました。以降、Vol.7甲府市実行委員会の土屋さん、Vol.8山中湖村実行委員会の天野さん、Vol.9甲州市実行委員会の清水さん、Vol.12笛吹市実行委員会の赤尾さん、Vol.14大月市実行委員会の平井さん、Vol.18南アルプス市実行委員会の齋藤さんに出演いただき、市町村主催事業の紹介、PRイベントの紹介など市町村のPRをしていただいたところです。

今後も、あなたのまちの宣伝部長が出演する予定です。土曜の午後をお楽しみに!

詳細は、<http://www.fmfuji.co.jp/> を検索してください。

### 4 地域情報コーナーの設置

各種広報印刷物を配布する拠点として、市町村窓口のほか、各地域の施設(250箇所)にパンフレットスタンドを配置し、国民文化祭の情報をタイムリーに県民に提供する「地域情報コーナー」を設置しました。月に1回発送されてくるパンフレットや募集要項等の入れ替え作業、ポスターの掲出等の管理を設置施設または市町村でお願いいたします。

### 5 学校との連携について

9月から国民文化祭マスコットキャラクター「カルチャくん」が、県内の小中学校(こ

れからの文化の担い手となる子どもたちいろいろな文化に触れてもらうため)を訪問し、国民文化祭のPRや市町村事業への参加や観覧を促す事業(カルチャくん訪問事業)を実施しています。市町村のイベントにも活用していただくことができます。(株)エフエム甲府(☎055-225-1171)で受付いたしますので、ご活用をお願いいたします。

### むすびに

テーマに『文化の風とあそぶ』みつめる。こえる・つなげる』とあるように、国民文化祭閉幕後も、自分の住む地域を見つめ直し、伝統が次世代につながつていくことが大切だと考えます。

そのためには、県民総参加で盛り上がるようにしなければなりません。市町村職員の皆様には、是非とも大会の盛り上げに一役買っていたいだきたいと思えます。いかに多くの方に開催地へ訪問していただくか、全国からの参加者や観覧者をどのようにもてなすか、また、町の自然や歴史、文化や伝統行事、特産品などをどうやってアピールしていくかなど、山梨県に2度3度と来たくなるような満足感が得られるような取組みを、観光部署とも連携し、検討していただきたいと思います。

国民文化祭を大いに活用していただき、市町村をPRしていただきたいと思います。

(文責:市町村事業担当)

## (別表) 国民文化祭のプレイベント一覧

(時系列)

H24.9月10日現在

No.	開催日	時間	市町村	開催場所	事業名 【本大会名】	主催	問い合わせ先	備考
1	H24. 6.24 (日)	13:00 ~	大月市	大月市民会館	第6回 Awa Dance Festival 【阿波踊りフェスティバル】	大月阿波踊り振興協会 Awa Dance Festival実行委員会	大月阿波踊り振興協会事務局 TEL0554-22-0444	開催済み
2	H24. 7.14 (土)	集合 9:00 ~ 9:30	北州市	集合場所: オオムラサキセンター	ハケ岳 山ウォーク 【北 北 24 景 フットパス】	北州市 北州市教育委員会 第28回国民文化祭北州市実行委員会	ハケ岳歩こう会 TEL0551-32-5888	開催済み
3	H24. 7.18 (水)	9:00 ~	南アルプス市	集合場所: 南アルプス観光協会 (南アルプス在家塚587-1)	樹形山森林ウォッチング 【南アルプス山岳フェスティバル】	南アルプス市観光協会 第28回国民文化祭南アルプス市実行委員会	南アルプス市観光協会 TEL055-284-4204	開催済み
4	H24. 7.21(土) ~ 9.2(日)	9:00 ~ 17:00	都留市	ミュージアム都留	甲斐絹展 【甲斐絹展】	都留市 都留市教育委員会	ミュージアム都留 TEL0554-45-8008	開催済み
5	H24. 7.22 (日)	16:00 ~	富士河口湖町	河口湖ステラシアター	富士山河口湖ジャズバー 【Mt.Fuji河口湖ジャズフェスティバル】	富士山河口湖音楽祭2012実行委員会 山梨県 富士河口湖町 河口湖ステラシアター	河口湖ステラシアター TEL0555-72-5588	開催済み
6	H24. 7.29(日)	10:45 ~ 17:00	北州市	高根ふれあい交流ホール	ジュニアコーラスの祭典inはくとプレ大会 【ジュニアコーラスの祭典inはくと】	北州市 北州市教育委員会 第28回国民文化祭北州市実行委員会 山梨県合唱連盟 ほか	第28回国民文化祭北州市実行委員会 TEL0551-42-1373	開催済み
7	H24. 7.29 (日)	10:00 ~	富士河口湖町	河口湖ステラシアター	山梨県吹奏楽祭 【吹奏楽の祭典】	山梨県吹奏楽連盟 第28回国民文化祭富士河口湖町実行委員会	山梨県吹奏楽連盟事務局 TEL090-3807-9824	開催済み
8	H24. 7.29 (日)	10:20 ~ 15:30	丹波山村	丹波山村交流促進センター	第24回 夏まつり丹波 【ふれあい歌謡フェスタ in たばやま】	夏まつり丹波実行委員会 丹波山村 丹波山村商工会・観光協会	丹波山村役場 TEL0428-88-0211	開催済み
9	H24. 8. 4 (土)	17:00 ~ 21:00	大月市	国道20号大月駅周辺	第29回かがり火市民祭り 【阿波踊りフェスティバル】	かがり火市民祭り実行委員会	かがり火市民祭り実行委員会 TEL0554-20-1829	開催済み
10	H24. 8. 7 (火)	19:30 ~ 21:00	市川三郷町	市川大門総合グラウンド	第24回 ふるさと夏まつり神明の火花大会 【神明の火花フェスティバル】	市川三郷町 ふるさと夏まつり実行委員会	市川三郷町ふるさと夏まつり実行委員会 TEL055-272-1101	開催済み
11	H24. 8.19 (日)	10:00 ~	山梨市	道の駅みとみ	第7回 笛吹川源流まつり 【笛吹川源流まつり】	笛吹川源流まつり実行委員会	山梨市役所観光課 TEL0553-22-1111	開催済み
12	H24. 8.19 (日)	13:00 ~	富士吉田市	富士北麓体育館	第23回 山梨県マーチングコンテスト 【マーチングバンド&パントフーリングの祭典】	山梨県吹奏楽連盟	山梨県吹奏楽連盟事務局 TEL090-3807-9824	開催済み
13	H24. 8.26 (日)	開演10:00	南アルプス市	桃源文化会館	第12回 やまなし県民文化祭 合唱フェスティバル2012 【合唱の祭典】	第28回国民文化祭南アルプス市実行委員会	第28回国民文化祭南アルプス市実行委員会 TEL055-282-7778	開催済み
14	H24. 9. 1 (土)	9:30 ~ 16:00	北州市	高根ふれあい交流ホール	第13回 全田一春彦こぼの学校 【全田一春彦こぼの学校】	北州市 北州市教育委員会 第28回国民文化祭北州市実行委員会 第13回全田一春彦こぼの学校実行委員会	全田一春彦記念図書館 TEL0551-38-1211	開催済み
15	H24. 9. 9 (日)	10:00 ~ 12:00	中央市	イオンタウン山梨中央	ハンドクラフト教室 【ハンドクラフト展】	中央市 中央市教育委員会 第28回国民文化祭中央市実行委員会	中央市教育委員会生涯教育課 TEL055-274-8522	開催済み
16	H24. 9.26 (水) ~ 12.27(木)	10:00 ~ 17:00	忍野村	小池邦夫絵手紙美術館	第8回 全国絵手紙公募展 【絵手紙フェスティバル】	忍野村教育委員会	小池邦夫絵手紙美術館 TEL0555-84-3222	応募締切 (8月13日(月))済
17	H24.10. 6 (土) ~ 10. 7(日)	集合13:00	南アルプス市	集合場所: 芦安山岳館	仙丈ヶ岳・栗沢山トレッキング 【南アルプス山岳フェスティバル】	NPO 芦安ファンクラブ 南アルプス芦安山岳館	芦安山岳館 TEL055-288-2125	栗沢山: 初級者向き 仙丈ヶ岳: 中級者向き 参加費: 19,000円
18	H24.10. 7(日)	9:00 ~ 16:30	甲府市	甲府市総合市民会館 芸術ホール	山梨県川柳大会 【「川柳の祭典」】	山梨県文化協会連合会 山梨県川柳協会	山梨県川柳協会 中沢久仁夫方 TEL055-241-3772	事前投句料1,000円、 当日参加料1,000円 (発表誌)
19	H24.10.13(土) ~ 10.14(日)	10:00 ~ 16:00	富士吉田市	リフレふじよしだ	麺と食のフェスティバル 【食の祭典】	日本富士山協会	日本富士山協会 TEL0555-22-5175	
20	H24.10.20 (土)	受付10:00	北州市	受付場所: JR清里駅前広場	清里高原と開拓の道 【北 北 24 景 フットパス】	北州市 北州市教育委員会 第28回国民文化祭北州市実行委員会	ハケ岳歩こう会 TEL0551-32-5888	当日受付(事前申込不要)、団体歩行(9km)先人たちの残した文化や遺構を訪ねて回る。 参加費500円
21	H24.10.21 (日)	開演10:00	重崎市	東京エレクトロン 重崎文化ホール	第12回 やまなし県民文化祭 邦楽部門公演会 【邦楽の祭典】	山梨県 やまなし県民文化祭実行委員会	県生涯学習文化課芸術文化担当 TEL055-223-1797	
22	H24.10.21(日) ~ 10.28(日)	9:00 ~ 17:00 ※初日は正午開演、 最終日は15:30終了	市川三郷町	市川大門町民体育館	第12回 やまなし県民文化祭 書道展 【美術展「書」】	山梨県 やまなし県民文化祭実行委員会	県生涯学習文化課芸術文化担当 TEL055-223-1797	県民から作品を公募し、入選作品を展示 入場無料
23	H24.10.27(土)	13:30 ~ 16:30	笛吹市	まはろく 金桜園(ぶどう園) (笛吹市一宮町塩田1506)	現代詩の祭典プレ大会【山梨の詩祭】 【現代詩の祭典】	山梨県詩人会 第28回国民文化祭笛吹市実行委員会	笛吹市教育委員会生涯学習課 国民文化祭事務局 TEL055-262-1311	
24	H24.10.28(日)	16:00 ~ 19:00	甲府市	甲府市総合市民会館 芸術ホール	甲府市交響楽団演奏会 【「オーケストラの祭典」】	甲府市教育委員会	甲府市教育委員会文化振興課 TEL055-223-7324	入場料: 500円
25	H24.10.27(土) ~ 10.28(日)	未定	中央市	玉穂総合会館	中央市子どもフォークコンサート 【美術展「写真」】	中央市 中央市教育委員会 第28回国民文化祭中央市実行委員会	中央市教育委員会生涯教育課 TEL055-274-8522	中央市内に在住の小中学生から作品を募集し、展示する
26	H24. 11.4 (日)	未定	富士川町	ますほ文化ホール	和太鼓プレイベント大会 【和太鼓の祭典】	山梨県太鼓連盟 富士川町 第28回国民文化祭富士川町実行委員会	富士川町教育委員会生涯学習課 TEL0556-22-5361	山梨県太鼓連盟との 共催
27	H24.11.10 (土)	受付12:00	北州市	集合場所: 三 分 一 湧 水 館	せつかくウォーク & カルチャー 【北 北 24 景 フットパス】	北州市 北州市教育委員会 第28回国民文化祭北州市実行委員会	北州市教育委員会生涯学習課 TEL0551-42-1373	要予約、団体歩行3コース (4km,7km,10km) 参加費:大人500円、小学生 200円+入館料 住所、氏名、連絡先、希望コース を明記の上、FAX 0551-42- 1124 に申し込む。
28	H24.11.11 (日)	受付各コース スタート30分前	北州市	集合場所: 三 分 一 湧 水 館	ハケ岳・棒道ウォーク 【北 北 24 景 フットパス】	北州市 北州市教育委員会 第28回国民文化祭北州市実行委員会	北州市教育委員会生涯学習課 TEL0551-42-1373	要予約、自由歩行4コース (6km(10:30スタート)12km(10:15 スタート)20km(10:00スタート) 30km(8:00スタート) 参加費大人1,000円、小学生300円 募集要項の払込票に必要事項を記 入し、郵便局で申し込む。
29	H24.11.23(金)	13:30 ~ (予定)	甲斐市	双葉ふれあい文化館	第12回 やまなし県民文化祭朗読発表会 【朗読フェスティバル】	山梨県 やまなし県民文化祭実行委員会	朗読部門専門委員会委員長 永田京子方 TEL055-252-2784	募集期間 7月1日(日)~8月31日(金) 申込先: 山梨県企画 民部生涯学習文化課
30	H24.11.24(土)	13:00 ~	甲斐市	双葉ふれあい文化館	小学生吹奏楽フェスティバルプレ大会 【小学生吹奏楽フェスティバル】	第28回国民文化祭甲斐市実行委員会 青少年育成甲斐市市民会議	第28回国民文化祭甲斐市実行委員会 TEL055-278-1697	11月青少年育成強朗月間
31	H24.12. 8(土)	受付9:30	北州市	集合場所: 生涯学習セン ターこぼさわ	大滝湧水と南アルプス 【北 北 24 景 フットパス】	北州市 北州市教育委員会 第28回国民文化祭北州市実行委員会	ハケ岳歩こう会 TEL0551-32-5888	当日受付(事前申込不要)、団体歩行 (8km)「道守」の案内で形影の小道 の作りを鑑み、参加費500円
32	H24.12.16(日)	13:00 ~	笛吹市	笛吹市境川総合会館	第16回 笛吹市小学生・中学生俳句会 【文芸祭俳句大会】	笛吹市 笛吹市教育委員会 笛吹市小学生・中学生俳句会実行委員会	笛吹市教育委員会生涯学習課 俳句会係 TEL055-261-3339	俳句募集(小・中学生1人1句) 9月9日(木)まで(当日消印有効)
33	H25.2. 3(日)	13:30 ~	大月市	大月市民会館	笹子追分人形・相模人形芝居長谷座交流公演 【人形芝居フェスティバル】	笹子追分人形保存会	大月市教育委員会社会教育課 TEL0554-23-8050	入場料: 1,000円
34	H25.2.16(土)	未定	都留市	都の杜うぐいすホール	第11回 山梨県シニアコーラス大会 【シニアコーラスの祭典】	山梨県シニアコーラス大会実行委員会 山梨県シニアコーラス連盟	都留市教育委員会学びのまちづくり課 TEL0554-45-8008	
35	H25.2.16(土)	未定	山梨市	山梨市民会館	第9回 自然と清流・果実の里やまなし短歌大会 【文芸祭「短歌」】	山梨市 山梨市教育委員会 第28回国民文化祭山梨市実行委員会	山梨市教育委員会生涯学習課 TEL0553-22-1111	募 集: H24.7.2(日) ~ 10.1(月) 表彰式: H25.2.16(土) (生涯学習フェスティバル内)
36	H25. 5.11 (土)	未定	富士河口湖町	河口湖ステラシアター	山梨ジャズフェスティバル 【Mt.Fuji河口湖ジャズフェスティバル】	富士山河口湖音楽祭2013実行委員会 山梨県 富士河口湖町 河口湖ステラシアター 第28回国民文化祭富士河口湖町実行委員会	河口湖ステラシアター TEL0555-72-5588	入場料 未定

# 激動する世界経済下での 日本経済の見通し

平成24年2月10日に開催した「第27回山梨県市町村自治講演会」の

講演要旨を掲載いたします。

講師 熊野 英生 — 第一生命経済研究所首席エコノミスト —



最初に日本経済の今後の行方というまとめをお話しして、海外経済、それから日本経済、最後に日本の課題という流れでお話をしていきたいと思えます。

日本経済は、いつも年始は、よく分からない状況になっています。今年も例外ではありません。去年は結局年末から景気が良くなってきたが、東日本大震災がありました。そういう意味ではいろいろなショックが起こってきて、経済の情勢は攪

乱されるという形です。

現代、ヨーロッパの経済、財政の悪化がさらに大きくなっていくような悪材料があります。これは日本の輸出環境や輸出数量や円高に結び付いてきています。ギリシャに端を發したヨーロッパの不安というのは今しばらくは悪材料として輸出環境、世界経済の悪化になっていくのではないかなというふうに思われます。

世界経済は政治の変化とともに変わっていく可能性があるというふう

に考えられます。これらの話は世界経済の話で日本経済の話でないように思えるんですが、世界経済から日本経済への好循環というのが始まるということなので、じわじわとプラスの影響が出てくると思います。

国内については第三次補正予算の経済効果が大きく出て、東北から全国に波及していくと思います。これは復興需要がすぐ高まるということだと思います。それはおそらく半年ばから年後半だと思えます。景気



全体では海外経済の影響が非常に強いと思われるけども、国内については年前半の第三次補正予算の需要というのがいよいよ回り始める。改

善してくるような形に切り返していくのではないかとというふうに見えます。

日本はヨーロッパ向けの輸出数量が落ちている部分があります。円高、一時は75円台になるような円高になったことが輸出企業の収益率を下げています。なぜ円高になるかというと、ユーロやドルが安いからです。ギリシャ問題が安定化して、アメリカの金融機関が損失を受けない形に

なつて、アメリカ経済が回復していくとドルが買われていく。そういう意味で年内は景気情勢については年央から年後半にかけて良くなつていくと思いますけども、円高傾向は為替レートで言えばせいぜい1ドルが80円ぐらいまでには戻らないんじゃないかと思っています。

日本は人口減少社会です。人口減少社会における経済景気拡大、特に内需拡大というのは非常に制約があります。日本経済はそういう意味では一人当たりの賃金が増えない限り人口減少のトレンドの中で内需が縮小していくと思います。これを打ち破る方法として輸出を盛んにしながら日本を立て直そうという、そういう考え方が出てきます。これは地方経済も全くそうです。地方経済の人口が減少しています。これはもう域外から購買力を取ってくる以外にないんですね。そういう意味では地域

間の経済の連携を強める。これが人口減少化の対応策なんです。つまり輸出が増える、輸出をやっている企業の収益が増える。これが日本経済が成長していくための一つのシナリオです。  
しかしながら、その収益も先行き何があるか分からないから賃金に還元しないで預金として持っている。そういう意味では企業も金余りになつて、企業の購買力が雇用へ結び付いてこない。これが日本経済の一つの障害だと思っています。



もう一つ日本全体で見ると、国内の設備投資を増やす方法があります。つまり海外企業が日本に進出することに誘発して、投資という購買力を誘発しようということもあるのです。TPPはそういう意味では輸出を振興させるだけではなくて、国外への投資も誘発する効果があります。

私の立場としてはTPPには参加したほうがいいと思います。なぜかというと、輸出に関して日本が非常に大きなチャンスを得るからです。TPPは日本が成長力を取り込むために非常にプラスだと思います。

おそらく立場によって違うんだと思うんです。そういう意味では農業については大体8兆円の生産規模があるんですけども、輸出しているのはわずか3パーセントなんです。そういう意味ではTPPの問題、これTPPだけではなくて貿易連携もそうですね、経済活性化策もそうなんですけども、今までやったことがない分野に対してアグレッシブにやっていく。

私は日本の農産物のクオリティは非常に高いと思います。あるコンビ

ニの社長さんが言っていたんですが、日持ちするおいしいコンビニのおにぎりというのは日本産の米ではないといけない。日本の米は安全だからと、来日した中国人観光客が日本産の米を持ち帰る。そういう意味で日本の米というのはもつとビジネスチャンスがあるんじゃないかと思えます。多種多様な取り組みをTPPに賛成、反対に関わらずやっていくべきなんだと思います。そういう意味では経済活性化に関して農業も、輸入品と競合する分野でもやっつけていかないといけないんだと思います。

震災後の経済対策で、一番の課題は復興問題だと思います。予算として計上されたお金を回す工夫というのがもつともつと必要だと思えます。具体的にはどういうことがあるのか。

一つはエネルギーだと思います。一つはやっぱりエネルギー投資というのが重要だと思います。

もう一つは、中国です。中国については2010年に経済規模が日本と逆転しました。さらに5年たつと中国の経済規模は今大体500兆円なんです。1千兆円になります。中国は1千兆円に2016年になるチャ

ンスというのは日本にとっては非常に大きなチャンスだと思います。このチャンスはおそらく5年先にはもつと大きくなると思います。このチャンスを農業についても日本の輸出産業についても生かさない手はないと思います。ただこれはなかなか難しいと思います。やり方を模索しないとイケないと思います。私は中国ビジネスについてはもつともつとアイデアを使ったほうがいいと思

います。これ日本人では考えられません。おそらく日本の経営者が考えないことを中国人は考えるんです。だからそういう意味では中国人のアイデアをうまく生かしていくということが日本経済の活路ではないのかと思います。私は日本経済の一番の問題はここだと思います。また、日本の技術とは素晴らしいものがあるんですが、マネージメントによって取りこぼしがいくつあ



るのかもしれない、そういう取りこぼしがないようなマネージメントこ

そ活性化の道である。

今、日本が直面している課題というのは非常に難しい問題です。だから今何とかしなければいけないんです。

消費税を上げるためには景気が良くならないといけない。景気を良くするためには海外からの需要を国内の設備投資や雇用に結び付けるような、そういうことをやらないといけない。財政を良くするために景気を良くする。景気を良くするために輸出を増やす。輸出を増やすために

規制緩和をやったり、TPPをやったりする。そういう意味では非常に複雑な経路を通りながら成長しないといけない。日本経済はその複雑な経路で景気回復を遂げていかなければ、これから本当の意味で失われた10年、20年になるかもしれない。それが今日本経済が立たされている立場、状態だと思います。それを描き直さないといけない。そういう状況に今いるんだと思います。



くまの ひでお  
**熊野 英生** 第一生命経済研究所首席エコノミスト

**略歴**

1990年横浜国立大学経済学部卒。  
同年日本銀行入行。調査統計局、情報サービス局を経て、2000年第一生命経済研究所入社。  
2003年参議院予算委員会調査室客員調査員、経済産業省「企業の社会的責任と新しい金融の流れの研究会」メンバー、2004年日本証券業協会「個人投資家について考える研究会」、2008年より日本FP協会評議委員を兼任。

**プロフィール**

経済新聞などで不良債権処理問題から為替、財政再建、身の回りの暮らしに深くかかわる経済問題まで幅広く分析、政府や日銀が取るべき政策についてコメントしている。  
専門は、金融政策、財政政策、金融市場、経済統計。

**主な著書**

「籠城より野戦で挑む経済改革」(東洋経済新報社)、「どうすればリスクに強くなれるか」(近代セー  
ルス社)、「バブルは別の顔をしてやってくる」(日経プレミアシリーズ)など。

# 自治 Q&A

お答えします！

地域主権改革とは何ですか

**A** 1 地域主権改革の定義と取り組み

「地域主権改革」とは、「日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革」とされています（「地域主権戦略大綱」平成22年6月22日閣議決定）。

主な取り組みは、地域主権戦略会議（注1）の開催、国と地方の協議の場の法制化、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、基礎自治体への権限移譲、国の出先機関の原則廃止（抜本的な改革）、補助金等の一括交付金化などです。

**2** これまでの地方分権の取り組み（第一期分権改革と第二期分権改革）

平成7年7月に発足した地方分権推進委員会による勧告、政府の地方分権推進計画を経て、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号。以下「地方分権一括法」といいます。）によって実現した改革（平成12年4月1日施行）のことを一般的に第一期分権改革と呼んでいます。この第一期分権改革では、国と地方公共団体との関係を上下・主従の関係から対等・協力の新しい関係に転換させるため、機関委任事務制度が廃止され、地方公共団体が処理する事務が自治事務と法定受託事

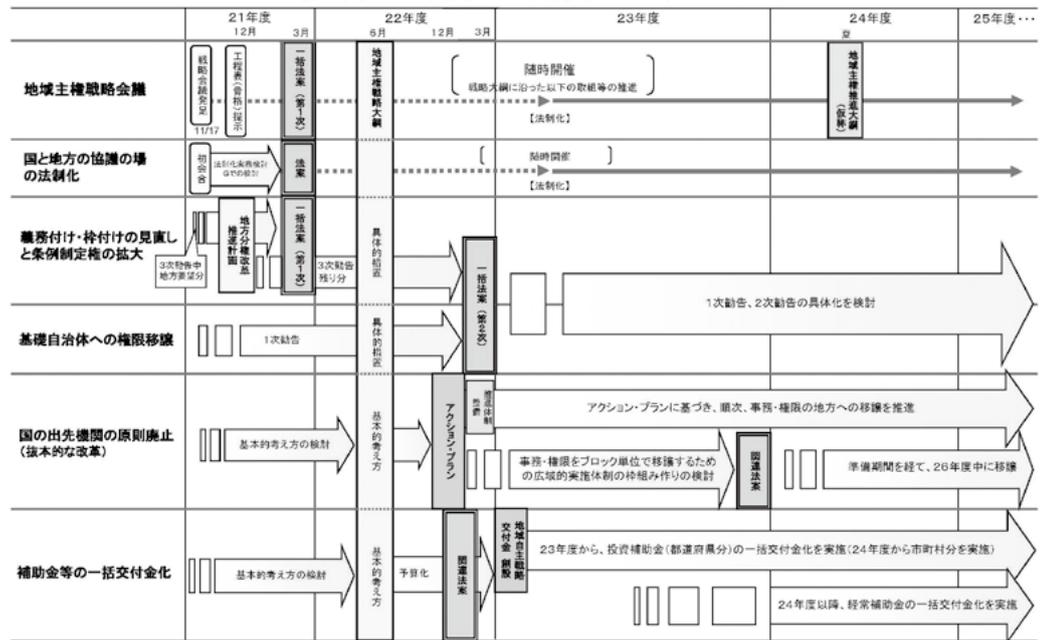
務に区分されました。

また、旧地方分権改革推進法（平成18年法律111号。）に基づき、平成19年4月に発足した地方分権改革推進委員会による勧告（注2）、政府の地方分権改革推進計画を経て、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第37号。以下「第1次一括法」といいます。）による改革と、地方分権改革推進委員会の勧告、政府の地域主権戦略大綱を経て、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第37号。以下「第1次一括法」といいます。）による改革と、

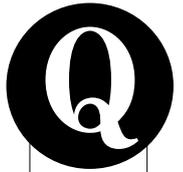
ための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号。以下「第2次一括法」といいます。）による改革を一般的に第二期分権改革と呼んでいます。

なお、一般的には、この第二期分権改革を指して「地域主権改革」と呼ばれています。

地域主権改革の主要課題の具体化に向けた工程表



※ 地方税財源の充実確保、直轄事業負担金の廃止、地方自治基本法の制定(地方自治法の技術見直し)、自治体間連携・道州制、線の内閣改革の推進の各課題についても、地域主権戦略大綱に沿って取組を推進



第1次一括法とはどういふものですか



地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定)を踏まえて、関係法律の整備(42法律)が行われ

定・改正作業などの対応が必要となつていきます。

その概要は、次のとおりです。なお、この法律は、平成24年4月1日に全面的に施行されたが、一部を除き平成25年4月1日まで経過措置が設けられています。従つて、各市町村においては平成24年度中に条例の制

**第1次一括法の概要**  
(「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」)

平成23年5月  
内閣府地域主権戦略室

**1. 改正内容**

地方分権改革推進計画(H21.12.15 閣議決定)を踏まえ、関係法律の整備(42法律)を行う。

○ 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大(41法律)

地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため、義務付け・枠付けを見直し

【例】

<p>(1)施設・公物設置管理の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の条例委任</li> <li>・公営住宅の整備基準及び収入基準の条例委任</li> <li>・道路の構造の技術的基準の条例委任</li> </ul> <p>(2)協議、同意、許可・認可・承認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村立幼稚園の設置廃止等に係る都道府県教育委員会の認可を届出へ</li> <li>・都道府県の三大都市圏等大都市等における都市計画決定に係る大臣同意協議の廃止</li> </ul>	<p>(3)計画等の策定及びその手続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中心市街地活性化基本計画の内容の一部の例示化</li> </ul>
---	--

※1 政府は、施行の状況等を踏まえ、児童福祉法等に規定する基準等の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

※2 政府は、地方分権改革推進委員会による勧告において、地方公共団体に対する自治事務の処理又はその方法の義務付けに関し、具体的に講ずべき措置が提示された事項及び見直し措置を講ずべきものとされた事項のうち、この法律において措置が講じられていないものについて、できるだけ速やかに、当該勧告に即した措置を講ずるものとする。

○ 内閣府の所掌事務(改革(※)推進のための基本的政策に関する企画・立案、基本的政策に関する施策の実施を推進)の追加(内閣府設置法)

※ 日本国憲法の国民主権の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の課題に取り組みることができるようにするための改革

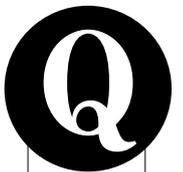
**2. 施行期日**

①直ちに施行できるもの → 公布の日(平成23年5月2日)

②政省令等の整備が必要なもの → 公布の日から起算して3月を経過した日(平成23年8月2日)

③地方自治体の条例や体制整備が必要なもの → 平成24年4月1日

等



第2次一括法とはどういふものですか



地域主権戦略大綱(平成22年6月22日閣議決定)を踏まえ、関係法律の整備(188法律)が行われ

への権限移譲が行われ、山梨県では平成24年4月1日から39項目の事務が移譲され、平成25年4月1日から5項目の事務が移譲されます。

概要は次のとおりです。なお、この法律は、平成24年4月1日に全面的に施行されましたが、一部を除き平成25年4月1日までの経過措置が設けられています。従つて、義務付け・枠付けの見直しについては、第1次一括法と同様に、各市町村においては、平成24年度中に条例の制定・改正作業などの対応が必要となつていきます。また、第2次一括法では、都道府県から市町村

**第2次一括法の概要**  
(「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」)

平成23年8月  
内閣府地域主権戦略室

**1. 改正内容**

地域主権戦略大綱(H22.6.22 閣議決定)を踏まえ、関係法律の整備(188法律(\*)を行う。

<p>① 基礎自治体への権限移譲(47法律) (都道府県の権限の市町村への移譲)</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未熟児の訪問指導 (保健所設置市まで→市町村まで)</li> <li>・区域区分、都市再開発方針等に係る都市計画決定 (都道府県→指定都市)</li> <li>・家庭用品販売業者への立入検査 (都道府県→市)</li> <li>・騒音、振動、悪臭に係る規制地域の指定 (特例市まで→市まで)</li> <li>・理・美容所などの衛生措置基準の設定 (都道府県→保健所設置市)</li> </ul>	<p>② 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大(160法律)</p> <p>【例】</p> <p>(1)施設・公物設置管理の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公立高等学校の収容定員の基準の廃止</li> <li>・公園等のハリアー化構造基準の条例委任</li> </ul> <p>(2)協議、同意、許可・認可・承認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方債の発行に係る総務大臣・知事協議の一部見直し</li> <li>・福祉事務所設置の知事同意協議の同意を廃止</li> <li>・計画法の立入検査に係る県・市町村の協議を廃止</li> </ul> <p>(3)計画等の策定及びその手続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・構造改革特別区域計画の内容の例示化等</li> <li>・山村振興計画の策定義務の廃止</li> </ul> <p>○自治体の国等への寄附に係る関与の廃止等</p>
--	--

(\*) ①・②の重複19法律

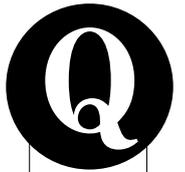
**2. 施行期日**

①直ちに施行できるもの → 公布の日(平成23年8月30日)

②政省令等の整備が必要なもの → 公布の日から起算して3月を経過した日(平成23年11月30日)

③地方自治体の条例や体制整備が必要なもの → 平成24年4月1日(一部は平成25年4月1日)

等



義務付け・枠付けの見直しとは何ですか



地方分権改革推進法  
(平成18年法律第111号)

第5条では、「行政の各分野において地方公共団体との間で適切に役割を分担することとなるよう、地方公共団体に対する事務の処理又はその方法の義務付け：の整理及び合理化その他所要の措置を講ずる」としてしています。この「地方公共団体に対する事務の処理又はその方法の義務付け」を地方分権改革推進委員会の勧告では「義務付け・枠付け」と呼んでおり、その見直しこそが立法権の分権にほかならないとされています。

「義務付け」とは、一定の課題に対処すべく、地方自治体に一定種類の活動を義務付けることをいい、一定種類の活動に係る計画策定の義務付けも含むとされ、「枠付け」とは、地方自治体の活動について手続、判断基準等の枠付けを行うことをいふとされています(平成20年12月



参酌すべき基準とは何ですか



「従うべき基準」、「標準」、「参酌すべき基準」

は、地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定)によると、次のとおり分類されています。

③ 参酌すべき基準  
地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

① 従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならぬ基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるもの、異なる内容を定めることは許されないもの。

② 標準

法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの。

上記の具体例としては、次のような基準があります。

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(厚労省令平成18年第34号)	基準
第93条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は一又は二とする。	標準
2 共同生活住居は、その入居定員(当該共同生活住居において同時に指定認知症対応型共同生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第104条において同じ。)を5人以上9人以下とし、居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けるものとする。	居室に係る部分 ：従うべき基準 その他の部分 ：標準
3 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができるものとする。	参酌すべき基準
4 一の居室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。	従うべき基準
5 居間及び食堂は、同一の場所とすることができる。	参酌すべき基準
6 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。	参酌すべき基準
7 指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準第73条第1項から第6項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	参酌すべき基準

なお、全国では既に、「参酌すべき基準」について、地域の実情に応じた独自の基準を設けている自治体があります。

# Q

独自の基準とはどのようなものがありますか

# A

内閣府地域主権戦略室において「義務付け・枠付けの見直しに関する地方独自の基準事例」がまとめられていますので、ご紹介します。なお、この内容は、内閣府のホームページからもご覧いただくことができます。

(<http://www.cao.go.jp/chiki-shuken/index.html>)

- 公営住宅の入居基準
- 公営住宅の整備基準
- 道路構造
- 道路標識
- 水道技術管理者等の職員資格

## ○ 公営住宅の入居基準

### 公営住宅の入居基準に関する地方独自の基準事例

#### 第1次一括法による改正の概要

法令により全国一律に定められていた公営住宅の入居基準について、公営住宅法を改正し、条例により、地域の実情に応じた設定を可能としたところ

- ① 入居収入基準（対象者の月収の範囲を条例で設定（従来は15.8万円以下で全国一律））
- ※ 政令（公営住宅法施行令）は条例を制定する際の「参酌すべき基準」
- ② 同居親族要件（単身者を対象者に含めるか否かを条例で設定（従来は単身者は原則対象外））
- ③ 入居者の範囲・収入（特に居住の安定を図るべき者（「裁量階層」）の範囲・収入を条例で設定

#### 地方独自の基準の具体例

○ 子育て支援、住宅の世代構成の多様化を図る観点からの活用

- ・ 裁量階層の対象範囲を「未就学児童がいる世帯」から、「18歳未満の多子世帯（3人以上）」を追加【福井県】、「中学生以下の児童がいる世帯」に拡大【奈良県桜井市等】、「新婚世帯」を追加【兵庫県】

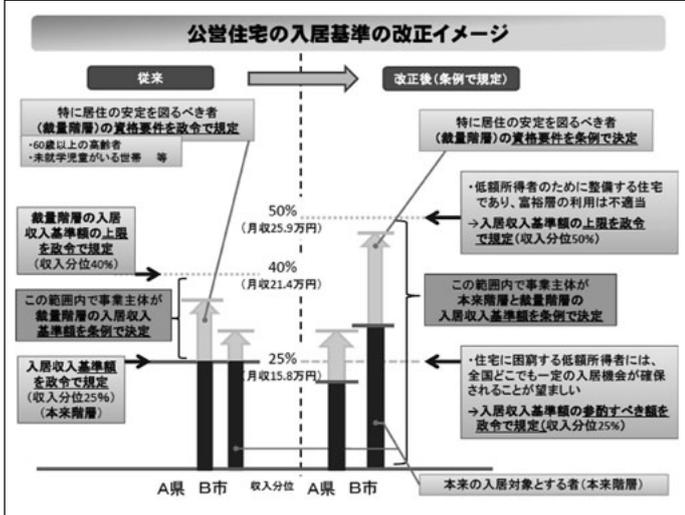
○ 定住促進・地域活性化の観点からの活用

- ・ 中山間地域の市営住宅にあっては、収入基準を月収25.9万円以下に拡大【浜松市】
- ・ 過疎地域であり、単身でも入居可能に【島根県津和野町等】
- ・ 55㎡以下の住宅については、単身でも入居可能に【静岡県袋井市、和歌山県湯浅町等】

○ その他雇用・失業対策等の地域の課題への対応

- ・ 離職者については、単身での入居を可能に【愛知県】

○ 既存ストックの有効活用等の観点から、改めて同居親族要件を設定【愛知県等】



## ○ 公営住宅の整備基準

### 公営住宅の整備に関する地方独自の基準事例

#### 第1次一括法による改正の概要

省令により全国一律に定められていた公営住宅の整備に関する基準について、公営住宅法を改正し、条例により、地域の実情に応じた設定を可能としたところ

**従来** 住戸の基準（1戸あたり床面積の合計は、原則として、19㎡以上）  
共同施設の基準（児童遊園、集会所等の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模等に応じて、入居者の利便を確保する）等

**改正後** 省令（公営住宅等整備基準）は条例を制定する際の「参酌すべき基準」

#### 地方独自の基準の具体例

○ 世代構成の多様化を図る取組

- ・ 団地の形成に際しては、様々な構成の世帯及び年齢の者が入居できるようにするため、型式（規模）及び仕様が異なる住宅を組み合わせることを明確化【兵庫県】

○ 地域コミュニティの活性化を図る取組

- ・ 児童遊園等を設ける場合は、入居者に加えて、地域住民が利用できる施設とすることを明確化【兵庫県】

○ 環境に配慮した取組

- ・ 再生が可能な資源の活用、エネルギーの消費の抑制、敷地の緑化等に努める【兵庫県】
- ・ 照明設備に係るエネルギーの効率的利用を図る。新エネルギー利用を行うよう努める【岡山市】

## ○ 道路構造

### 道路構造に関する地方独自の基準事例

#### 第1次一括法による改正の概要

政令により全国一律に定められていた地方道（都道府県・市町村道）に関する車線の幅員等について、道路法を改正し、条例により、地域の実情に応じた設定を可能としたところ

※ 政令（道路構造令）は条例を制定する際の「参酌すべき基準」

※ 設計車両（道路設計の基礎となる自動車のみならず、設計自動車両車（橋等の工作物での荷重に対する必要な強度）、建築車両（トンネル等における空間確保の限界）については、従来どおり全国一律

#### 地方独自の基準の具体例

○ 交通渋滞等の地域の課題への対応

- ・ 都市部のみ縮小可能であった交差点における車線の幅員を、郊外部についても縮小可能とし、右折レーンの設置を容易に【香川県】
- ・ 停車帯を利用した「すり抜け車両」及び「違法駐車」を抑制するため、その幅員を2.5mから1.5m標準とすることを明確化【愛知県】

○ 地域の通行需要に応じた道路整備の促進

- ・ 平地部の県道について、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合においては、2車線ではなく1車線とすることを可能に【兵庫県】
- ・ 歩道等の設置が困難な場合には、路肩幅員を1m以上とすることを明確化【香川県】

○道路標識

### 道路標識に関する地方独自の基準事例

**第1次一括法による改正の概要**

府省令により全国一律に定められていた地方道に関する案内標識及び警戒標識の寸法及び文字の大きさについて、道路法を改正し、条例により、地域の实情に応じた設定を可能としたところ

※ 案内標識及び警戒標識の寸法及び文字の大きさについては、従来から、構造改革特区において、国の基準の50%まで縮小可能  
 ※ 規制標識及び指示標識については、従来から国の基準の50%まで縮小可能  
 ※ 色、形状については、従来どおり全国一律

**地方独自の基準の具体例**

○視認性の改善  
 ・ローマ字の大きさは、文字(漢字、かな)の大きさの50%が基準だったが、文字(漢字、かな)の大きさの65%に拡大【静岡県】

○地域の道路状況に応じた合理的な道路標識の整備  
 ・用途上の制約や景観面を踏まえ適切な場所に設置するため、交通安全上支障のない範囲内で、道路標識の標識板や文字の寸法を縮小して設置【香川県】

○水道技術管理者等の職員資格

### 水道技術管理者等の職員資格に関する地方独自の基準事例

**第2次一括法による改正の概要**

改正前(水道技術管理者、水道施設工事監督者、一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格については、民間・地方公共団体を通じて、政省令により規定)

改正後  
 地方公共団体の職員については、水道法施行令、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則を参照し、条例により、地域の实情に応じた資格の設定を可能としたところ

**地方独自の基準の具体例**

○地方公共団体の实情に応じた資格の設定  
 ・水道技術管理者の資格について、農学等を修めた者に必要な実務経験年数は4年とされているが、3年(土木工学(水道工学及び衛生工学以外)を修めた者と同じ年数)とする【仙台市】  
 ・水道施設工事監督者の資格について、10年以上の実務経験者などとされているが、「珠洲市水道事業において、5年以上実務を経験した者」を追加【石川県珠洲市】  
 ・一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格について、市長の指定する講習(一般財団法人日本環境衛生センターの研修)を修了した者を追加【静岡県富士市】

法・第2次  
 第1次一括  
 立すれば、  
 案が可決成  
 3次一括法  
 りですが、第  
 は次のとお  
 その概要  
 した。  
 提出されま  
 通常国会に  
 第180回  
 3月9日、  
 が平成24年  
 いいます。  
 括法案」と  
 下「第3次一  
 律案」(以  
 に関する法  
 法律の整備  
 ための関係  
 推進を図る  
 めの改革の  
 を高めるた  
 及び自立性  
 域の自主性  
 月29日閣  
 議決定)を踏  
 まえ、「地

A

義務付け・枠付けの更なる見直し(平成23年11月29日閣議決定)を踏まえ、「地

Q

今後はどのような動きがあるのでしょうか

一括法と同様に、各市町村においては、条例の制定・改正作業などの対応が必要となります。

### 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(第3次一括法案)の概要

平成24年3月内閣府地域主権戦略室

**1. 義務付け・枠付けの見直しの経緯**

地方自治体に対する義務付け・枠付けについては、地方分権改革推進委員会の勧告を受けて、「施設・公物設置管理の基準」等について、これまで2次の見直しを実施してきたところ。  
 (第1次一括法(平成23年4月成立)、第2次一括法(平成23年8月成立))  
 第1次一括法附則第47条において、残された条項についても、できる限り速やかに見直しを行うこととされていることを受け、下記の3つの重点事項を中心に、第3次の見直しを行うもの。

**2. 改正内容**

義務付け・枠付けの更なる見直し(H23.11.29 閣議決定)を踏まえ、関係法律の整備(69法律)を行う。

<p><b>(1) 地方からの提言等に係る事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県交通安全対策会議の知事が必要と認める者の任命</li> <li>・指定居宅介護支援事業の人員・運営に関する基準の条例委任</li> <li>・地域包括支援センターの基準の条例委任</li> <li>・農業委員会の選挙区の基準の見直し</li> </ul>	<p><b>(3) 職員等の資格・定数等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防長及び消防署長の資格の条例委任</li> <li>・私立学校審議会の委員の定数の廃止</li> <li>・都道府県建築士審査会の委員の定数の廃止</li> <li>・公害健康被害認定審査会の委員の上限数の廃止</li> </ul>
<p><b>(2) 通知・届出・報告、公示・公告等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農用地利用規程の公告の義務の廃止</li> <li>・宅地造成工事規制区域の指定の大臣への報告の義務の廃止</li> </ul>	<p><b>(4) その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者部分休業の期間の上限の廃止</li> <li>・地方独立行政法人を非公務員型に移行する定款変更が可能に</li> </ul>

**3. 施行期日**

①直ちに施行できるもの → 公布の日  
 ②政省令等の整備が必要なもの → 公布の日から起算して3月を経過した日  
 ③地方自治体の条例や体制整備が必要なもの → 平成25年4月1日 等

(注1) 「地域主権戦略会議」は、地域のことは地域に住む住民が決める「地域主権」を早期に確立する観点から、「地域主権」に資する改革に関する施策を検討し、実施するとともに、地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえた施策を実施するため、平成21年11月17日の閣議決定により内閣府に設置されました。

(注2) 第二期分権改革における地方分権改革推進委員会の勧告は、次の4回にわたり行われました。

第1次勧告(平成20年5月28日)

重点行政分野の抜本的見直し、基礎自治体への権限移譲と自由度の拡大

第2次勧告(平成20年12月8日)

義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、国の出先機関の見直しと地方の役割の拡大

第3次勧告(平成21年10月7日)

義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、地方自治関係法制の見直し、国と地方の協議の場の法制化

第4次勧告(平成21年11月9日)

地方税財政の見直し